第三十二条中「ひろげる」を「拡散する」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

（勧告等）

第三十四条の二　都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要がある場合において、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準（第十二条の三第二項第三号及び第四号に掲げる事項に係る基準に限る。）を遵守していないと認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、同項第三号又は第四号に規定する方法について改善すべきことを勧告することができる。

２　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

３　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（資料の提出）

第三十四条の三　農林水産大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、都道府県知事に対し、第十二条の四第一項の規定による報告に係る資料の提出を求めることができる。

第三十七条第一項中「ひろげる」を「拡散する」に改める。

第四十条第一項中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同条第二項中「その物」の下に「（以下「要検査物」という。）」を加え、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「ひろがるの」を「拡散」に改め、同条に次の一項を加える。

５　家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者（第四十六条の二第一項において「入国者」という。）に対して、その携帯品（第一項若しくは第二項又は次条の検査を受けた物を除く。第四十六条の二第一項において同じ。）のうちに指定検疫物又は要検査物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

第四十一条中「輸入されるその他の物であつて監視伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれがあるもの」を「要検査物」に改める。

第四十四条第一項中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同条第二項中「指定検疫物以外の物」を「要検査物」に改める。

第四十五条第一項第一号及び第三項中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同条に次の一項を加える。

５　家畜防疫官は、本邦から出国する者（第四十六条の二第二項において「出国者」という。）に対して、その携帯品（第一項又は前項の検査を受けた物を除く。同条第二項において同じ。）のうちに第一項各号に掲げる物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

第四十六条第一項中「第二十六条まで」を「第二十五条まで、第二十六条」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

４　家畜防疫官は、第一項の検査の結果、その検査に係る物品の輸入又は輸出について第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条、第四十条第一項、第四十二条第一項又は前条第一項の規定に違反している事実があると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該物品を廃棄することができる。

第四十六条の二の見出し中「入国者」の下に「及び出国者」を加え、同条中「外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者（次条において「入国者」という。）」を「入国者」に改め、「（第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の検査を受けた物を除く。以下同じ。）」及び「外国の」を削り、「をいう。」の下に「次項及び」を加え、同条に次の一項を加える。

２　家畜防疫官は、出国者に対して、その携帯品のうちに要消毒物品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

第四十六条の三の見出し中「入国者」の下に「及び出国者」を加え、同条中「前条の」を「前条第一項又は第二項の規定による」に、「入国者の」を「これらの検査に係る」に改める。

第四十六条の四第一項中「前二条」を「この章」に改め、「外国から入港した」を削り、「第四十六条の二」を「第四十六条の二第一項又は第二項」に改める。

第四十七条中「第九条」の下に「、第十五条」を、「第六項」の下に「、第二十五条の二」を、「第三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「、第三十三条若しくは第三十四条」を「若しくは第三十三条から第三十四条の二まで」に改める。

第五十一条第一項中「畜舎」を「衛生管理区域」に改める。

第五十八条第一項第二号中「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改める。

第六十条第一項第四号中「製造費」の下に「（第六号の動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）」を加え、同項第五号中「製造費」の下に「（次号の動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）」を加え、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第三十一条第二項の検査、注射、薬浴又は投薬に要した費用（第四号から第六号までの動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）の二分の一（農林水産大臣が家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するために特に必要があると認める同項の検査、注射、薬浴又は投薬に要するものについては、その全額）

第六十条第一項第五号の次に次の一号を加える。

六　第三十一条第二項の規定により家畜以外の動物に対して使用する動物用生物学的製剤であつて、農林水産大臣が当該動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するために特に必要があると認めて指定するものの購入費又は製造費の全額

第六十一条中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

第六十二条の二を削り、第六十二条の三を第六十二条の二とし、第六十二条の四から第六十二条の六までを一条ずつ繰り上げる。

第六十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「百万円」を「三百万円」に改め、同条第一号中「第十三条第一項（」を「第十三条第一項又は第十三条の二第一項（これらの規定を」に、「規定に違反した獣医師又は所有者」を「獣医師又は所有者がこれらの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第五号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第六号を削る。

第六十九条中「第四十六条の八第三項又は第四十六条の十二第二項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第四十六条の八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十六条の十二第二項の規定による届出をしなかつた者

第六十九条を第七十二条とする。

第六十八条第一号を次のように改める。

一　第四十六条の十二第一項の規定による届出をしないで、同項に規定する家畜伝染病病原体の所持を開始した者

第六十八条第二号中「第四十六条の十二第一項又は」を削り、「違反した」を「よる届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改め、同条を第七十一条とする。